

浦安市条例第17号

浦安市景観条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により景観法が改正され、景観計画において定める事項について改正がされたため、所要の改正を行うものである。

浦安市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

浦安市景観条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第3項に規定する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。